

都内居住支援協議会の状況一覧(令和4年5月末時点)

協議会名	設立年月日	構成員					協議会 オブザーバー	設立の 根拠	規程(会則や設置要綱など) における活動内容	事務局	業務内容	設立当初の課題 や設立経緯、方向性、 現在の課題など	住まいに関する相談(協力不動産店制度や相談窓口設置など)、生活相談を含めた総合相談窓口の実施について				
		地方公共団体	居住支援法人	宅地建物取引業者で 構成する団体	賃貸住宅を経営又は 管理する事業者を行う管 理業者	その他の住宅確保要配慮 者の民間賃貸住宅への 円滑な入居の促進に資す る活動を行う者、学識議 事者等							事業の実施主体 について	相談等実施の体制 について	相談等実施に関する 広報について	相談可能な箇所数など について	相談体制を構築したこと による効果、課題など
東京都 居住支援協議会	2014年 6月 25日	住宅政策本部民 間住宅部長 福祉保健局企画 担当部長	東京都の指定を受けた 居住支援法人 全法人 (参加意向に係る回答の あった66法人)	(公社)東京都宅地建 物取引業協会 (公社)全日本不動産 協会 東京都本部	貸貸住宅を経営又は 管理する事業者を行う管 理業者 (公社)東京共同住宅 協会 (NPO)日本地主家主 協会 (公財)日本賃貸住宅 管理協会(※居住支援 法人指定団体) (独法)都市再生機構 東日本賃貸住宅本部 東京都住宅供給公社	(一財)高齢者住宅財団 (社福)東京都社会福祉 協議会 (公財)東京都防災・建築 まちづくりセンター	40区市(※年 度初めに都内 区市町村にオ ブザーバー参 加意向調査を 実施)	1 住宅確保要配慮者の民 間賃貸住宅への円滑な入 居の促進に関する情報の取 集及び提供その他の区市町 村の居住支援協議会の活 動の支援に関すること 2 住宅確保要配慮者の民 間賃貸住宅への円滑な入 居の促進に関する啓発活動 その他の住宅市場の環境整 備に関すること 3 その他目的達成のため に必要な事業	住宅政策本部 民間住宅部 安心居住推進課 企画調整担当	・居住支援に係る学識経験者の 講演、活動事例発表等のセミ ナー開催(区市町村向け、居住 支援・不動産関係向け) ・賃貸住宅オーナー向けSN住 宅登録促進チラシの作成・配布 ・区市町村での居住支援協議 会設立促進・活動支援に向けた 相談、上記以外の情報提供(国 の補助金申請にかける情報提 供を含む)など ・セーフティネット住宅登録促進 のための登録支援業務委託 ・区市町村居住支援協議会の 活動活性化等に係る業務委託 (相談事例集作成及びパンフ レット改定) ・都内区市町村居住支援協議 会活動支援補助金交付事業	・地域の住宅確保要配慮者 に対してきめ細かな支援を 行うためには、区市町村の 住宅・福祉行政と居住支援 に係る民間の関係団体が進 捗して取り組むことが非常に 重要である中、連携の実例 が増えつつある。 ・広域的な立場として区市町 村協議会の設立促進及び 活動支援を行うことを目的 に、都の居住支援協議会を 設立。 ・都内居住支援協議会の設 立(28区市)が進み、新たな 目標(2030年度までに人口 カバー率95%以上)を描え るとともに、既存協議会の活 動活性化が必要。 ・構成員が増え、会の運営・ 準備に工夫が必要であるほ か情報発信・情報共有の機 会をどのように確保するかの 検討が必要	-	-	-	-		
千代田区 居住支援協議会	2016年7月	保健福祉部福祉 総務課長 保健福祉部生活 支援課長 保健福祉部障害 福祉課長 保健福祉部在宅 支援課長 環境まちづくり部 住宅課長 子ども部児童・家 庭支援センター長 政策経営部災害 対策・危機管理課 長	ホームネット株式会社 (公財)日本賃貸住宅 管理協会 (一社)全国保証機構	(公社)東京都宅地建 物取引業協会千代田 区中央支部 (公社)全日本不動 産協会千代田支部	(学識経験者)東洋大学 ライフデザイン学部 生活支援学科教授 (社福)千代田区社会福 祉協議会 地域包括支援センター	-	要綱設置	1 住宅確保要配慮者の状 況及び民間賃貸住宅市場 に関する情報等の共有 2 住宅確保要配慮者の円 滑な入居及び安心居住の支 援並びに貸主及び民間賃 貸住宅を管理する事業者 を行う者への不安軽減等の ための支援方法の協議 3 住宅確保要配慮者への 居住支援の実施及び各機 関の連携に関する協議 4 その他、設置目的を達成 するために必要な事項の協 議	保健福祉部 福祉総務課	・居住支援協議会開催	・他自治体と比較し、「住宅 の供給量が少ない」「家賃が 高額である」といった地域特 性や支援体制の足らな さとなっている。 ・住宅確保要配慮者の状況 及び民間賃貸住宅の市場 動向に関する情報等を共有 するとともに、民間賃貸住 宅を活用した住宅確保要配 慮者の効果的な居住支援 の推進を図るため設立	-	-	-	-		
新宿区 居住支援協議会	2020年2月	地域振興部多文 化共生推進課長 福祉部地域福祉 課長 福祉部障害者福 祉課長 福祉部地域包括ケ ア推進課長 福祉部高齢者支 援課長 福祉部介護保険 課長 福祉部生活福祉 課長 福祉部保護担当 課長 子ども家庭部子 ども家庭課長 子ども家庭部男 女共同参画課長 都市計画部長 都市計画部住宅 課長	ホームネット株式会社	(公社)東京都宅地建 物取引業協会新宿区 支部 (公社)全日本不動 産協会東京都本部新宿 支部 (NPO)日本地主家主 協会	新宿区民生委員・児童委 員協議会 ケアマネット新宿 新宿区介護サービス事業 者協議会 新宿区高齢者総合相談 センター (社福)新宿区社会福祉 事業団 (社福)新宿区社会福祉 協議会 (社福)新宿区社会福祉 協議会 新宿区障害者団体連絡 協議会	-	会則設置	1 住宅確保要配慮者又は 民間賃貸住宅の賃貸人に 対する情報提供や支援に關 すること。 2 住宅確保要配慮者の民 間賃貸住宅への円滑な入 居の促進及び居住の安定 方策に関すること。 3 住宅確保要配慮者向け 賃貸住宅の供給に関するこ と。 4 その他目的達成のため に必要な事項に関すること。	新宿区 都市計画部 住宅課	居住支援協議会の運営	1 設立当初の課題 住宅確保要配慮者の民間 賃貸住宅への受け入れにつ いては、区内で、特に単身 高齢者に対して、賃貸人の 拒否感が強く、住み替え相 談でも成約に至る事例は少 ない。 2 設立経緯 上記の課題に対応するた めには、区と関係団体が居 住支援について、情報共有 と連携体制の強化が必要 3 協議会の設立 令和2年2月に設立	新宿区(住宅部局)の事 業:住宅相談事業 居住支援協議会の事 業:なし	1 不動産業団体と協定 を結び、週2回(原則第1 ～第4木曜日及び金曜 日)区役所の窓口で相談 員の派遣を受けて、住み 替え相談と不動産取引 相談を実施する。 2 不動産業団体と協定 を結び、団体に属する不 動産店の中から住み替 え促進協力店を指定し、 円滑な入居を支援する。 3 区のホームページ、広報 紙、くらしのガイド、住宅 ガイド等に掲載。案内チ ランを窓口で配布。 窓口での住宅相談は予 約制のため、お急ぎの方 や区役所まで来ない方 には住み替え促進協 力店を案内している。	高齢者等で町の不動産 店を回っても中々部屋が 見つからない人の相談 が多く、これらの人たち の助けとなっている。そ れでも見つからず、相談 を重ねる人がいる点が課 題である。			

都内居住支援協議会の状況一覧(令和4年6月末時点)

資料7

協議会名	設立年月日	構成員					協議会オブザーバー	設立の根拠	規程(会則や設置要綱など)における活動内容	事務局	業務内容	設立当初の課題や設立経緯、方向性、現在の課題など	住まいに関する相談(協力不動産店制度や相談窓口設置など)、生活相談を含めた総合相談窓口の実施について				
		地方公共団体	居住支援法人	宅地建物取引業者で構成する団体	賃貸住宅を経営又は管理する事業を行う管理者	その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者、空室調整委員会							事業の実施主体について	相談等実施の体制について	相談等実施に関する広報について	相談可能な箇所数などについて	相談体制を構築したことによる効果、課題など
文京区 居住支援協議会	2017年7月	福祉部長 福祉部地域包括ケア推進担当部長 福祉部福祉政策課長 福祉部高齢福祉課長 福祉部地域包括ケア推進担当部長 福祉部障害福祉課長 福祉部生活福祉課長 子ども家庭部子育て支援課長 保健衛生部予防対策課長 都市計画部環境福祉課長 都市計画部建築指導課長	-	(公社)東京都宅地建物取引業協会文京区支部 (公社)全日本不動産協会東京都本部豊島文京支部 (NPO)日本地主家主協会	-	(一財)高齢者住宅財団(社福)文京区社会福祉協議会 (公社)東京都防災・建築まちづくりセンター (一社)全国保証機構 文京区民生委員・児童委員協議会 文京区障害者基礎幹線支援センター 地域包括支援センター	東京都	要綱設置	福祉部 福祉政策課 福祉住宅係	・居住支援協議会開催に伴う委員謝礼 ・居住支援協議会開催に伴う会議録の作成委託 ・居住支援協議会開催に伴う食糧費	・行政、不動産関係団体、居住支援団体等が連携し、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するための情報等を関係者間で共有する。 ・それぞれ連携を図りながら高齢者等の住宅に関する課題を整理し、今後の方向性について協議し、さらなる支援や事業等を推進していく。	-	-	-	-	-	
台東区 居住支援協議会	2019年1月	福祉部長 都市づくり部長	-	(公社)東京都宅地建物取引業協会台東区支部 (公社)全日本不動産協会東京都本部台東第二支部	-	台東区民生委員・児童委員協議会 (一社)全国保証機構 (公社)東京都防災・建築まちづくりセンター (社福)台東区社会福祉協議会	-	要綱設置	都市づくり部 住宅課 居住支援担当	・居住支援協議会、同専門部会の開催 ・住宅確保要配慮者向けの入居相談	・設立前から、住宅確保要配慮者の支援は区の各部署で行っていたが、住宅の確保が難しく、福祉関係部署や各種団体等と連携し、支援を行う必要があるため、協議会を設置した。 ・区内及び外部団体との連携強化、ネットワーク構築が今後の課題。 ・住宅確保要配慮者向けの物件確保が課題。	・常設の相談窓口を区役所に設置。 ・区内の不動産関係団体と連携し、住まい探しに相談ができる体制を構築。 ・区内チラシを庁内関係課、関係機関(高齢者施設、福祉施設等窓口)に配布し備え付け。 ・令和3年4月1日に不動産関係団体及び居住支援法人と連携協定を締結し、居住支援体制を構築。	・区ホームページ及び区広報紙への掲載。 ・区内チラシを庁内関係課、関係機関(高齢者施設、福祉施設等窓口)に配布し備え付け。	・居住支援窓口で開庁時は常時相談を受け付け、区内の協力不動産店に物件を照会。該当する物件が見つかった場合に、相談者に紹介。	・住宅確保要配慮者向けの物件を確保することが課題であるが、相談窓口を通じて住宅確保に結び付いた案件もあり、一定の効果が見られた。 ・家賃相場及び相談者の所得の関係から、区内での物件確保に課題がある。		
江東区 居住支援協議会	2011年9月	・東京都(出発者:住宅政策本部住宅企画部企画管理課住宅施策専門課長) ・福祉部長 ・福祉部 長寿応援課長 ・福祉部 地域ケア推進課長 ・障害福祉部 障害者福祉課 ・障害福祉部 障害者支援課長 ・生活支援部 生活支援課 第一課長 ・子ども未来部 子ども未来部 とも家庭支援課長 ・都市整備部 都市整備部長 ・都市整備部 住宅課長	-	(公社)東京都宅地建物取引業協会江東区支部 (公社)全日本不動産協会東京都本部江東第二支部	-	・東京都住宅供給公社 ・UR都市機構	江東区社会福祉協議会	-	会則設置	都市整備部 住宅課	・「民間賃貸住宅空き室情報提供サービス」事業の実施 ・障害者への単身生活サポート事業の実施	・事務局が必要性を鑑み体制構築を進めたことがきっかけ。 ・江東区住宅マスタープラン(H22.3)において形成を明示し、先進事例(愛知県、福岡市)の調査研究、庁内調整会議などを通して検討。 ・従前の高齢者民間賃貸住宅の事業の実績が低迷していたことから、民間事業者(宅建、全口)の協力のもと、区内所内に住宅相談窓口を設置し、官民連携によるあっせん実績増を目論んだ。	・平成24年5月7日に(公社)東京都宅地建物取引業協会江東区支部、(公社)全日本不動産協会東京都本部江東第二支部と協定を締結。各不動産団体と連携し、区役所でお部屋探しの相談会として毎週火曜日実施。また、各団体所内の不動産店で住まい探しに相談できる体制を構築。 ※江東区協力不動産店登録制度(登録数:41箇所、令和4年4月末現在)	・区のホームページに掲載 ・定期的に発行する広報紙で案内 ・案内チラシを窓口や不動産店に配布し備え付け	・窓口や電話で問い合わせがあった場合に、お部屋探しの相談会や協力不動産店を紹介 ・地域の登録協力不動産店(41店)をホームページで一覧表を公開するとともに独自マークを店頭に掲げし住まいの相談ができる環境を作っている。	・相談者の希望と実際の物件の家賃等の乖離 ・住宅確保要配慮者の入居困難 ・住宅部局と福祉部局との連携	
品川区 居住支援協議会	2020年2月	・都市環境部長 ・住宅課長 ・福祉計画課長 ・高齢者福祉課長 ・高齢者地域支援課長 ・障害者支援課長 ・生活福祉課長 ・子ども育成課長 ・子育て応援課長 ・商業・ものづくり課長	-	(公社)東京都宅地建物取引業協会品川区支部 (公社)全日本不動産協会東京都本部城南支部	-	(一社)全国保証機構 (社福)品川区社会福祉協議会 品川区民生委員協議会	-	要綱設置	都市環境部 住宅課	・協議会運営支援として、課題整理や方向性等の資料作成のほか、セミナー等事業の周知資料作成等の委託を行う。 ・区内の住宅確保要配慮者の状況及び課題の把握 ・一元的な相談窓口の設置	相談窓口(対象者を所管する部署) ・高齢者・高齢者地域支援課 ・ひとり親・子育て応援課 ・障害者・障害者支援課 ・底層所得者・品川区暮らししごと応援センター	相談窓口(対象者を所管する部署) ・高齢者・高齢者地域支援課 ・案内チラシを窓口にて配布	・区のホームページに掲載 ・案内チラシを窓口にて配布	相談窓口(対象者を所管する部署) ・高齢者・高齢者地域支援課 ・ひとり親・子育て応援課 ・障害者・障害者支援課 ・底層所得者・品川区暮らししごと応援センター	・要配慮者の入居につながっている。 ・住宅部局と福祉部局との連携		

都内居住支援協議会の状況一覧(令和4年6月末時点)

協議会名	設立年月日	構成員					協議会オブザーバー	設立の根拠	規程(会則や設置要綱など)における活動内容	事務局	業務内容	設立当初の課題や設立経緯、方向性、現在の課題など	住まいに関する相談(協力不動産店制度や相談窓口設置など)、生活相談を含めた総合相談窓口の実施について				
		地方公共団体	居住支援法人	宅地建物取引業者で構成する団体	賃貸住宅を経営又は管理する事業者を行う管理者	その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者、学識経験者等							事業の実施主体について	相談等実施の体制について	相談等実施に関する広報について	相談可能な箇所数などについて	相談体制を構築したことによる効果、課題など
目黒区居住支援協議会	2022年5月	健康福祉部長 都市整備部長 健康福祉部健康福祉計画課長 健康福祉部福祉総合課長 健康福祉部高齢福祉課長 健康福祉部障害者支援課長 健康福祉部生活福祉課長 子育て支援部子育て支援課長 子ども家庭支援センター所長 都市整備部都市計画課長 都市整備部都市整備課長 都市整備部住宅課長	-	宅地建物取引業者で構成する団体 公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会 目黒区支部 (NPO) 日本地主家主協会 公益社団法人 全日本不動産協会 東京都本部 城南支部	学識経験者(六学名譽教授、教授) (社) 目黒区社会福祉協議会 目黒区民生児童委員協議会 (NPO) ハートフル翔 目黒区地域包括支援センター	-	要綱設置	(1) 居住支援施策に係る意見及び検証に関すること。 (2) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅等への円滑な入居促進及び居住の安定に関すること。 (3) 居住支援施策に係る関係機関との連携及び情報共有に関すること。 (4) 入居促進及び居住の安定に係る周知及び啓発に関すること。 (5) その他設置目的を達成するために必要な事項に関すること。	健康福祉部福祉総合課	居住支援協議会の運営(パンフレット作成、議事録作成、委員謝礼)	コロナ禍において、住まいの確保や就労等の複合的な課題を抱える相談が増加している。また、地域包括ケアシステムの理念を踏まえ、これまでの生活困窮者支援と一体的な総合相談を行うとともに、安定的な居住支援を行うことが課題となっている。	健康福祉部福祉総合課	分野を超えた多様な課題解決に向け、平成31年4月に常設の包括的な総合相談窓口として「福祉の総合相談窓口(福祉のコンシェルジュ)」を健康福祉部福祉総合課内に開設。 その窓口のうち、くらしの相談係(自立相談支援機関)が生活相談と一体的に住まいの相談支援を行うことで、ワンストップ型相談支援体制を構築。 さらに支援が必要な場合は、関係機関や委託業者と連携して民間賃貸住宅の情報提供、物件の内覧や契約締結等の同行支援を実施。	分野を超えた多様な課題解決に向け、平成31年4月に常設の包括的な総合相談窓口として「福祉の総合相談窓口(福祉のコンシェルジュ)」を健康福祉部福祉総合課内に開設。 その窓口のうち、くらしの相談係(自立相談支援機関)が生活相談と一体的に住まいの相談支援を行うことで、ワンストップ型相談支援体制を構築。 さらに支援が必要な場合は、関係機関や委託業者と連携して民間賃貸住宅の情報提供、物件の内覧や契約締結等の同行支援を実施。	下記広報にて周知 ・区ホームページ(令和4年6月上旬公開予定) ・令和4年4月1日号区報 ・福祉の総合相談窓口リーフレット ・啓発リーフレット(令和4年度中に作成予定)	区役所福祉総合課 福祉の総合相談窓口(福祉のコンシェルジュ)1号所	①住まいに関する複合的な相談窓口を明確にした。 ②国が2025年を目途に目指している住まい、医療・介護予防・生活支援が一体的に提供される「地域包括ケアシステム」の構築の実施に向け、福祉部と住宅部、地域福祉団体と不動産団体等による一体的な取り組みが開始した。
大田区居住支援協議会	2019年9月	まちづくり推進部長 福祉部長 総務部 人権・男女平等推進課長 スポーツ・文化・国際都市部 国際都市・多文化共生推進課長 福祉部 福祉管理課長、福祉部副所長(地域共生推進担当)、高齢福祉課長、障害福祉課長、総合福祉課長、総合福祉課長、総合福祉課長、総合福祉課長、総合福祉課長 目黒区福祉課長、目黒区福祉課長、目黒区福祉課長 健康政策部 健康づくり課長 子ども家庭部 子育て支援課長	(NPO) 市民福祉団体全国協議会	(公) 東京都宅地建物取引業協会大田区支部 (公) 全日本不動産協会東京都本部城南支部	日本社会事業大学社会福祉学部福祉計画学科准教授 (一社) 全国保証機構 (福) 有隣協会 (福) 大田区社会福祉協議会 (株) 大田まちづくり公社	-	要綱設置	(1) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居及び安心居住の支援に関すること。 (2) 貸主及び民間賃貸住宅を管理する事業者を行う者の平等意識のための支援に関すること。 (3) 住宅確保要配慮者への居住支援のための関係機関相互の連携に関すること。 (4) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を目的とする啓発活動に関すること。 (5) 住宅確保要配慮者の状況及び民間賃貸住宅市場に関する情報等の共有に関すること。 (6) その他設置目的を達成するために必要な事項	まちづくり推進部 住宅担当 福祉部 福祉管理調整担当	住宅確保要配慮者向け居住支援策の冊子作成 住宅確保要配慮者向け相談対応(住宅探し支援や協力不動産店リスト等の情報提供) 居住支援に関するセミナーや研修会の開催	【設立経緯】 設立前から高齢者など賃貸住宅への入居が困難な住宅確保要配慮者の支援を行っていたが、住宅セーフティネット法の改正に伴い、関係団体等と連携し、住宅確保要配慮者への支援体制を構築することが求められたため設立することとなった。 【当初課題】 ・家主の不安を解消し、住宅確保要配慮者の入居を可能にするための事業を検討する(新たな見守りサービスの導入課題) 【現在の課題】 ・家主の不安を解消し、住宅確保要配慮者の入居を可能にするための事業を検討する(新たな見守りサービスの導入課題) ・家主の不安を解消し、住宅確保要配慮者の入居を可能にするための事業を検討する(新たな見守りサービスの導入課題)	住宅部局の事業: 住宅確保支援事業(居住支援協議会に位置付け) 福祉部局の事業: 生活支援付すまい確保事業(高齢者世帯のみ)	令和元年度より、(株)大田まちづくり公社に窓口業務を委託し、常設の相談窓口を区役所に設置 区報及び区設掲示板上案内 不動産関係団体と協定締結し、団体所属の協定店舗で住まい探し相談に当たる協力の店員を育成 ※大田区協力不動産店リスト登録(登録数 66店舗、令和4年4月末現在)	区のホームページに掲載 区報及び区設掲示板上案内 冊子、ガイドブック、チラシ等を窓口で設置するとともに構成員、不動産関係団体、居住支援団体や関係各課、民生委員、自治会町会長等に配布している。	窓口で対象者の相談に応じ助言を行うとともに、協力不動産店リストの提供を行っている。 協力不動産店の一覧表(66店)をホームページで公開 協力不動産店ステッカーを店頭に掲げてもらい、周知を図っている。	相談者の希望条件と実態との乖離があることから、協力店があっても断られるケースが多い 相談対応に時間や手間がかかるとのことから、協力不動産への登録辞退の申し出が出ている。 住宅相談にとどまらず、生活全般にわたる相談が寄せられるため、各関係機関との円滑な連携が課題	
世田谷区居住支援協議会	2017年3月	都市整備政策部長 保健福祉政策部長 都市整備政策部 居住支援課長、住宅管理課長 北沢保健福祉センター生活支援課長 五川保健福祉センター 保健福祉課長 島保健福祉センター 健康づくり課長 子ども家庭政策課長 政策経営部 政策企画課長 保健福祉政策部 保健福祉政策課長、生活福祉課長 高齢福祉部 高齢福祉課長、介護予防・地域支援課長 障害福祉部 障害者地域生活課長、障害保健福祉課長 子ども若者部 子ども家庭課長	ホームネット株式会社 株式会社ケアアプデュース (NPO) せたがや福祉サポートセンター 生活クラブ生活協同組合(社) 大三島育徳会	(公) 東京都宅地建物取引業協会世田谷区支部 (公) 全日本不動産協会東京都本部世田谷支部	(社) 世田谷区社会福祉協議会 (一財) 世田谷トラスト (一財) 世田谷トラスト 地域共生まちづくり課	-	要綱	・関係者(区役所内都市整備領域および保健福祉領域関係所管と不動産団体、居住支援団体等)間の、住宅確保要配慮者に関する不動産市場の動き、住宅確保要配慮者の状況やニーズ、居住支援に係る福祉サービス等の情報共有 ・住まいの確保に関する課題及び課題解決に向けた協議 ・支援策の工夫・見直しや、地域、地区の関係者による住宅確保要配慮者の入居成功例の情報共有 ・住まいサポートセンター(既設事業)と居住支援サービス団体との連携を強化した居住支援の取り組み ・住まいサポートセンター(既設事業)と居住支援サービス団体との連携を強化した居住支援の取り組み	都市整備政策部 居住支援課	・居住支援協議会セミナーの講師謝礼費等 ・パンフレットの印刷 ・その他、会議費	居住者に自立した生活が必要だと考える民間賃貸住宅業界と、住み慣れた地域で継続した住まいを求める住宅確保要配慮者を支える福祉関係者等の共通理解が不十分である。 高齢者や障害者等が住み慣れた場所で住まいを確保しづらいといった現状や、家財整理等、大家が抱える不安定な空き室を共有しているにも関わらず物件の提供を控えるといった課題の共有。 居住支援法人を活用し、入居支援や生活支援の促進に向けた連携を行っている。	(住宅部局の事業) 区の住まいサポートセンター事業のうち、お部屋探しサポートを実施	区の外郭団体である(一財)世田谷トラストまちづくりに事業を委託。 不動産関係団体と連携し、区内の民間賃貸住宅の空き室情報を提供するサービスを対面式で行う。区内5ヶ所の地域で相談窓口を展開。	住まいサポートセンターに問合せがあった際に、下記の相談窓口開設日(午後1〜4時)を案内し、予約。 ①居住支援課(本庁舎) 毎月毎週木曜日 ②各合支所 毎月第1〜第4火・金曜日	(効果) ・対面式による相談を、住まいサポートセンターのスタッフが寄り添いながら実施することにより、高齢者等の相談者の不安感を軽減。 ・相談者と不動産団体との関係性を構築し、窓口終了後にも継続した相談ができる状況の整備。 (課題) ・区不動産市場の情勢から、相談時内に相談者の希望に沿う物件の提供をすることが難しい。 ・情報提供件数や物件成約率の向上。		

都内居住支援協議会の状況一覧(令和4年6月末時点)

資料7

協議会名	設立年月日	構成員					協議会オプザバー	設立の根拠	規程(会則や設置要綱など)における活動内容	事務局	業務内容	設立当初の課題や設立経緯、方向性、現在の課題など	住まいに関する相談(協力不動産店制度や相談窓口設置など)、生活相談を含めた総合相談窓口の実施について				
		地方公共団体	居住支援法人	宅地建物取引業者で構成する団体	賃貸住宅を経営又は管理する事業者を行う管理者	その他の住宅確保要配慮者や民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者、学識経験者							事業の実施主体について	相談等実施の体制について	相談等実施に関する広報について	相談可能な箇所数などについて	相談体制を構築したことによる効果、課題など
中野区居住支援協議会	2021年3月	都市基盤部住宅課長 地域支えあい推進部地域活動推進課長 地域支えあい推進部地域包括ケア推進課長 地域支えあい推進部南部分すこやか福祉センター所長 健康福祉部障害福祉課長 健康福祉部生活支援課長 子ども教育部子育て支援課長	ホームネット株式会社 一般社団法人ささるの手	(公社)東京都宅地建物取引業協会中野区支部 (公社)全日本不動産協会東京都本部中野・杉並支部	-	社会福祉法人 中野区社会福祉協議会 中野区民生児童委員協議会 地域包括支援センター 障害者相談支援事業所 地域生活支援センターせせらぎ	-	会則設置	都市基盤部住宅課	・総会及び事業運営部会の開催、運営等 ・関連団体との共催による定期合同相談会の開催 ・各種セミナー、勉強会の開催 ・ホームページ運用管理 ・タブレットを活用した相談支援 ・パンフレット作成	・住宅部門と福祉部門の居住支援に関する情報共有と相互理解の促進による連携強化 ・住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅のオーナーの双方に対する情報提供と適切な支援の実施	居住支援協議会の事業 各構成団体との共催による定期合同相談会	年3回程度、居住支援協議会の構成団体(住宅部門・福祉部門)との共催で、定期合同相談会を開催することにより区民からの様々な相談を受ける機会を設ける。	・区報に掲載 ・案内チラシ、ポスターを窓口や構成団体、庁内関係各所管に配布し備え付ける。	・窓口にお問い合わせがあった場合に、住まいの近所の協力不動産店を紹介。 ・住宅を探している相談者が、近所の協力不動産店に気軽に相談できる。 ・住宅部門・福祉部門で連携して相談を受けることで、様々な支援や窓口に乗けることができる。		
杉並区居住支援協議会	2016年11月	保健福祉部長 都市整備部長	-	(公社)東京都宅地建物取引業協会杉並区支部 (公社)全日本不動産協会 東京都本部中野・杉並支部	-	(学識経験者) 横浜国立大学大学院教授 (公社)東京都不動産鑑定士協会 (社福)杉並区社会福祉協議会 (NPO)CBすざなみプラス	-	会則設置	保健福祉部管理課長 都市整備部住宅課長 保健福祉部管理課庶務係長 都市整備部住宅課管理係長 都市整備部住宅課空家対策係長 都市整備部住宅課管理係主査	・居住支援協議会運営 ・高齢者等アパートあっせん事業 仲介手数料助成 ・高齢者等入居支援事業費 家賃等債務保証助成 見守りサービス 孤独死実施 残存家財等撤去 ・高齢者等賃貸住宅改修助成事業 ・賃貸住宅供給促進事業(モデル事業)	住宅確保要配慮者に対する民間賃貸住宅への入居の促進及び民間賃貸住宅の供給の促進に関する必要の措置について協議することにより、杉並区における福祉の向上と住みやすい地域づくりに寄与する。	居住支援協議会の事業	平成29年4月1日公益社団法人東京都宅地建物取引業協会杉並区支部、平成29年7月公益社団法人全日本不動産協会東京都本部中野・杉並支部と協定締結し、団体所属の不動産店に対して希望条件の物件の照会をできる体制を構築	・区及び区居住支援協議会のホームページに掲載 ・案内チラシを窓口で備え付け	区住宅課窓口で開庁時は常時相談を受け付け、窓口で申請があった場合に、協定締結団体に希望物件の条件を伝え、加盟不動産店に依頼し、加盟不動産店にて条件合致した物件を紹介。	住宅を探している相談者が、加盟不動産店にて条件合致物件がみつけない場合、あっせんだけでなく希望の物件を探ることが出来る。 相談者に緊急連絡先がない場合、あっせんできないことと課題であるが、そのような事業に対応可能な指定の居住支援法人を紹介している。	
豊島区居住支援協議会	2012年7月	都市整備部住宅課 保健福祉部福祉総務課 保健福祉部障害福祉課	会員ではないが、登録団体の団体が居住支援法人の認定を受けている	(公社)東京都宅地建物取引業協会豊島区支部 (公社)全日本不動産協会豊島文京支部	-	(学識経験者) 千葉大学名誉教授 (学識経験者) 日本女子大学家政学部住居学科教授 (一社)東京都建業士事務所協会豊島支部 NPO法人とNPO推進協議会 (社福)豊島区民社会福祉協議会共生社会推進事業開発課 株式会社 住宅・都市問題研究所	【オプザバー】として、定期的な参加はないが、登録団体の居住支援関係、居住支援法人が参加することがある。	会則設置	都市整備部住宅課 保健福祉部福祉総務課 NPO法人とNPO推進協議会 株式会社 住宅・都市問題研究所	1. DXの推進によるとま居住支援バンクの運用 2. 居住支援の包括的なネットワーク体制の構築 3. 住宅確保要配慮者のニーズに応じた体制の整備 4. オーナーや不動産事業者の持つ入居/リペアの払戻 5. とま居住支援バンク及びセーフティネット住宅の登録促進 6. 普及啓発活動の推進 7. 居住支援団体への支援・連携の充実 8. 居住支援に関する実態調査(日本女子大学定行研究室委託業務) 9. 家賃補助制度	【設立経緯】 住宅マスタープランの重点事業として、豊島区内の空き家等の有効活用による住宅確保要配慮者への住み、及び居場所の提供の促進に関すること 【課題】 居住支援バンクの登録が進んでいない。また、区の実業と重複している部分が多く、事業の整理が必要。 【方向性】 区ではできない居住支援協議会のネットワークを活用した活動(普及啓発活動や区内居住支援団体等との連携促進)を進めている。	居住支援協議会ではなく、豊島区として住まいに関する相談窓口を設けている。	区役所内福祉総務課に常設窓口を設置。 HPや広報で周知。 区役所に1箇所。	令和3年4月より、都市整備部住宅課から保健福祉部福祉総務課に住宅相談窓口を移したことに伴い、福祉部等と、入居相談の一体的実施が可能となった。 また、福祉サービスが必要と思われる相談者について、より適切な案内が可能となった。			

都内居住支援協議会の状況一覧(令和4年6月末時点)

資料7

協議会名	設立年月日	構成員				協議会オブザーバー	設立の根拠	規程(会則や設置要綱など)における活動内容	事務局	業務内容	設立当初の課題や設立経緯、方向性、現在の課題など	住まいに関する相談(協力不動産店制度や相談窓口設置など)、生活相談を含めた総合相談窓口の実施について				
		地方公共団体	居住支援法人	宅地建物取引業者で構成する団体	賃貸住宅を経営又は管理する事業を行う管理業者							その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者、学識経験者等	事業の実施主体について	相談等実施の体制について	相談等実施に関する広報について	相談可能な箇所数などについて
北区 居住支援協議会	2019年3月	「会長」まちづくり部長 「副会長」福祉部長 福祉部 まちづくり部 子ども未来部	-	・(公社)東京都宅地建物取引業協会北支部 ・(公社)全日本不動産協会東京都本部城北支部	-	-	会則設置	まちづくり部 住宅課	1 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等に関すること。 2 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定に関すること。 3 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する啓発活動その他の住宅市場の環境整備に関すること。 4 その他目的を達成するために必要な事業	1 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等に関すること。 2 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定に関すること。 3 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する啓発活動その他の住宅市場の環境整備に関すること。 4 その他目的を達成するために必要な事業	・需要と供給のバランスを取らない、状況を把握し、福祉部門と連携を図り居住支援に関する取組を進めていく必要がある。	-	-	-	-	
板橋区 居住支援協議会	2013年7月	福祉部 健康生きがい部 子ども家庭部 都市整備部	-	(公社)東京都宅地建物取引業協会板橋区支部 (公社)全日本不動産協会 東京都本部城北支部	(NPO) 日本地主家主協会 東京都住宅供給公社	板橋区民生・児童委員協議会 (社福)板橋区社会福祉協議会 (公社)東京都防災・建築まちづくりセンター (一社)全国保証機構	会則設置	都市整備部 住宅政策課 住宅政策推進係	1 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等に関すること 2 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定の方策に関すること 3 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する啓発活動等住宅市場の環境整備に関すること 4 その他目的達成のために必要な事業	・総会、実務者会議開催の会長(学識経験者)謝礼 ・大家セミナー・チラシ作製等 ・相談窓口運営のための消耗品購入、パンフレットの印刷等	立退きや保証人が見つからない等の理由により、高齢者等が入居を拒まれ、居住を続けることが困難な状況がある等の課題をふまえて、民間賃貸住宅の有効活用を図りながら、各種団体の連携や協働を通じて、高齢者等の居住の安定・確保を図る。	①住宅政策課に於いて、高齢者等世帯住宅情報ネットワーク事業を実施。区内協力不動産店に物件の情報提供依頼を行っている。 ②居住支援協議会窓口として、住まいの相談窓口【板橋りんりん住まいのネット】を設置し、お困りの状況にあった支援サービス情報の提供を行っている。	常設の相談窓口を住宅政策課にて実施	①区のHPに掲載 ②タブレットを作成し関係部署に配布 ③関係部署で作製する冊子への掲載	区内協力不動産店約150店舗のリストを作成し、窓口で配布及びHPに掲載	①必要な支援先の情報提供の実施 ②協力してくれるオーナーの開拓 ③居住支援法人との連携強化
練馬区 居住支援協議会	2019年4月	建築・開発担当部長 福祉部長 高齢施策担当部長 障害者施策推進課長 生活福祉課長 高齢者支援課長 環境課長 住宅課長	-	(公社)東京都宅地建物取引業協会練馬区支部 (公社)全日本不動産協会 東京都本部練馬支部	練馬区介護サービス事業者連絡協議会 練馬区社会福祉協議会 区立障害者地域生活支援センター 地域包括支援センター	-	要綱	建築・開発担当部 住宅課 管理係	(1)住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居促進に関する検討 (2)関係機関の連携に関する検討	【設立経緯】 設立の30年1月から不動産産団体等と情報交換会を6回開催し諸課題について協議を行い、協議会設立に至った。 【課題】 ・賃貸住宅物件オーナーに対する啓発、協力依頼および補助制度等のあり方について ・居住支援法人に委託して実施する付帯型支援について	主に住まい確保支援事業(空き室物件の情報提供)への申込手続きの際に行うほか、随時住宅課職員が行っている。	区ホームページへの掲載ほか、地域包括支援センターなど要配慮者が相談のために利用する頻度が高い施設に事業チラシを設置している。	住宅課窓口ほか区内4か所の総合福祉事務所	・本庁舎に来庁を要せず最寄りの総合福祉事務所において住まい確保支援事業の申込が可能となった。 ・区職員による対応のため家賃相場など専門知識を要する案内が課題である。		
足立区 居住支援協議会	2020年12月	副区長 福祉部長 高齢者施策推進係長 地域包括ケア推進課長 高齢福祉課長 都市建設部長 建築室長	-	(公社)東京都宅地建物取引業協会足立区支部 (公社)全日本不動産協会東京都本部東第一支部	足立区介護サービス事業者連絡協議会 足立区民生・児童委員協議会 (社福)足立区社会福祉協議会	-	要綱設置	都市建設部 建築室 住宅課 住宅計画係	(1)住宅確保要配慮者の状況及び民間賃貸住宅市場に関する情報の共有に関すること。 (2)住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居促進策に関すること。 (3)関係機関の連携に関すること。 (4)その他設置目的を達成するために必要な事項。	【課題】 設立以前から住宅あかせん設立を行っていたが、住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居促進としては成約率が低く、成果を挙げる事ができなかった。 【設立経緯】 上記課題を解決するため関係団体等と連携し、情報共有や意見を取り入れた施策を立ち上げるため設立。 【方向性】 まずは相談者が抱えている問題を把握し、その解決から入居までの寄り添ったサポートを行い、入居後も見守りや相談等に迅速な対応等の不安解消を目指す。	足立区(住宅部署、福祉部署)の事業・お部屋さがしサポート事業	足立区(住宅部署、福祉部署)の事業・お部屋さがしサポート事業	区ホームページに掲載 案内チラシを窓口や関係部署に配布	足立区役所中央館 4階住宅課	今年度開始したばかりだが月2回(計4回)の相談会はすべて予約が入り、相談者に物件の案内や十分な相談窓口へ繋ぐことができています。 相談の前に住宅と福祉の担当者で打ち合わせを行い、情報共有と相談に対する方向性の確認を行っている。また、協力不動産団体に事前に希望物件の情報を提供し、相談会当日に希望に近い物件の紹介を行っている。	

都内居住支援協議会の状況一覧(令和4年6月末時点)

資料7

協議会名	設立年月日	構成員					協議会オブザーバー	設立の根拠	規程(会則や設置要綱など)における活動内容	事務局	業務内容	設立当初の課題や設立経緯、方向性、現在の課題など	住まいに関する相談(協力不動産店制度や相談窓口設置など)、生活相談を含めた総合相談窓口の実施について				
		地方公共団体	居住支援法人	宅地建物取引業者で構成する団体	賃貸住宅を経営又は管理する事業者(管理業者)	その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者、空室調整定室							事業の実施主体について	相談等実施の体制について	相談等実施に関する広報について	相談可能な箇所数などについて	相談体制を構築したことによる効果、課題など
葛飾区居住支援協議会	2019年6月	都市整備部 調整課長、住環境整備課長、地域振興部 危機管理課長 福祉部 福祉管理課長、高齢者支援課長、地域包括ケア担当課長、障害福祉課長 子育て支援部 子育て支援課長	東京都の指定を受けた居住支援法人 1法人	(公社)東京都宅地建物取引業協会葛飾区支部 (公社)全日本不動産協会 東京都本部東第一支部	-	(社)葛飾区社会福祉協議会	-	会則設置	都市整備部 住環境整備課	・住み替え相談窓口の設置 ・高齢者向け優良賃貸住宅から東京さきエール住宅への移住の検討	住宅確保要配慮者に民間賃貸住宅への円滑な入居の促進や、対応する住宅の供給の促進等に関する事項について協議すること、区の福祉の向上と豊かで住みやすい地域づくりに貢献する必要があったため設立	住み替え相談 あんしん民間賃貸住宅補助料助成 家賃保証保証料助成	・常設の住み替え相談窓口を設置 ・民間賃貸住宅を探す手助けとして、居住支援法人と連携	・区のホームページに掲載 ・広報誌 ・案内チラシを窓口にて配布	・協力不動産を募集し、名簿を作成(予定)(各不動産団体の会員を対象)	・協力不動産を募集し、件数を増やすこと ・助成制度の周知と活用	
江戸川区居住支援協議会	2018年7月	福祉部 子ども家庭部 健康部	ホームネット(株)	(公社)東京都宅地建物取引業協会江戸川区支部 (公社)全日本不動産協会 東京都本部江戸川支部	-	(社)江戸川区社会福祉協議会	-	会則設置	江戸川区 福祉推進課	・要配慮者向け賃貸住宅相談会を年2回実施 ・SN制度普及啓発を目的とした、賃貸住宅オーナー向けセミナーを年2回実施 ・居住支援施策周知を目的としたパンフレットの作成	・庁内、外部団体との連携強化 ・空き家、空き室の解消	・住み替え相談 ・区役所窓口での案内	・区役所窓口での案内 ・市内の民間賃貸住宅の紹介もしくは一覧を配布 ・登録協力不動産店に独自マークを店頭に掲示し住まいの相談ができる環境を作っている。	・窓口に関わることがあった場合に、お住まいの近所の協力不動産店を紹介。もしくは一覧を配布 ・登録協力不動産店に独自マークを店頭に掲示し住まいの相談ができる環境を作っている。	・住まい探しに困っている高齢者に即案内ができる ・年に1度相談状況の統計を確認できる。		
八王子市居住支援協議会	2016年2月	まちなみ整備部長 市民活動推進部長 福祉部生活福祉担当部長 まちなみ整備部 住宅政策課長 福祉部 生活自立支援課長	-	(公社)東京都宅地建物取引業協会 八王子支部 (公社)全日本不動産協会 東京都本部多摩南支部	-	(一財)八王子市まちなみづくり公社 (社)八王子市社会福祉協議会 八王子市民生委員児童委員協議会	-	会則設置	八王子市 福祉政策課 居住支援協議会担当	1. 住宅セーフティーネット住宅確保要配慮者向け住宅登録の促進 住宅確保要配慮者の入居を拒まない賃貸住宅の登録を普及拡大する 2. 居住支援協力店の登録及び公開 協議会の趣旨に賛同し、協議会及び協議会会員と連携し住宅確保要配慮者に対し適切な支援を行う(不動産店を「居住支援協力店」として登録及びホームページに公開する。さらに居住支援協力店ステッカーを登録店店頭に表示 3. 住宅確保に関する相談対応 「あんしん住宅」、「居住支援協力店」の登録数が少ない。 設立経緯 市営住宅の応募倍率が大きい水準で推移していること、高齢者人口、障害者人口の増加、子育て世帯の増加等の状況があるなかで、市において住宅確保要配慮者に対し情報提供等支援をしていく場がなかった。以上の課題を解決するため、不動産関係団体等の協力が得られたため設立の運びとなった。 設立当初の課題 「あんしん住宅」、「居住支援協力店」の登録数が少ない。	1 「居住支援協力店」の登録 協議会の趣旨に賛同し、協議会と連携し住宅確保要配慮者の相談に応じる不動産店を「居住支援協力店」として登録・公開 ※居住支援協力店登録事業(登録数36店) 2 住居確保相談会の開催 居住支援協力店、福祉部局と連携し、休日相談を実施 ※令和3年度は4回実施	1 居住支援協力店の紹介や住居確保相談会の開催により、住宅確保要配慮者の円滑な入居の相談がしやすい環境を作っている。 また、事務局窓口に関わることがあった場合においても、住まいの場所等の実情に合わせて協力不動産店を紹介している。	1 居住支援協議会の紹介や住居確保相談会の開催により、住宅確保要配慮者の円滑な入居の相談がしやすい環境を整備する。 2 今後は居住支援法人や福祉関連の団体等と連携を図っていく。				
立川市居住支援協議会	2021年9月	市民生活、市民生活部長 福祉保障部 福祉保障課長 障害福祉課長 生活福祉課長 高齢福祉課長	(株)こたつ生活介護	(公社)東京都宅地建物取引業協会立川支部 (公社)全日本不動産協会 東京都本部多摩北支部	-	(社)立川市社会福祉協議会 (一財)高齢者住宅財団	-	会則設置	立川市市民生活部 住宅課	・居住支援協議会運営 ・居住相談窓口「みんなの住まいサポート」ならぬによる住宅確保要配慮者の物件探し・同行支援・居住支援 ・居住支援セミナーの実施 ・普及啓発(シニア・チラシの作成)と配信 ・不動産協力店の確保	・設立前から、住宅確保要配慮者の支援は市の各部署で行っていたが、福祉関係部署や各種団体等と連携し、支援を行うため、協議会を設置した。 ・相談者の中には福祉的かつ複合的課題を抱えており、住まいを見つかるための住まい以外の課題解決が必要な方が多く、その課題を各職にわたって、住まいサポートにたちかわり ・住宅確保要配慮者向けの物件確保(不動産協力店の確保とセーフティネット専用住宅)の増加が課題。	居住支援協議会の事業(市庁舎) ・居住相談窓口「みんなの住まいサポート」にたちかわり	・市のホームページに掲載 ・広報紙に不定期に掲載 ・案内チラシを市関係課及び関係団体に設置	・居住相談窓口の相談場所や日程については、相談者の状況に合わせて柔軟に対応している。 ・市内の登録不動産協力店10店をホームページで一覧にして公開している。	・市の各部署や不動産店では対応しきれなかった案件について、居住相談窓口につなぐことができる。 ・不動産協力店と福祉物件数をいかに増やしていくかが課題。		

都内居住支援協議会の状況一覧(令和4年5月末時点)

資料7

協議会名	設立年月日	構成員					協議会 オブザーバー	設立の 根拠	規程(会則や設置要綱など) における活動内容	事務局	業務内容	設立当初の課題 や設立経緯、方向性、 現在の課題など	住まいに関する相談(協力不動産店制度や相談窓口設置など)、生活相談を含めた総合相談窓口の実施について				
		地方公共団体	居住支援法人	宅地建物取引業者で 構成する団体	賃貸住宅を経営又は 管理する事業を行う管 理業者	その他の住宅確保要配慮 者の民間賃貸住宅への 円滑な入居の促進に資す る活動を行う者、空室整 頓事業者							事業の実施主体 について	相談等実施の体制 について	相談等実施に関する 広報について	相談可能な箇所数など について	相談体制を構築したこと による効果、課題など
府中市 居住支援協議会	2020年7月	都市整備部(住宅課、建築指導課) 福祉保健部(地域福祉推進課、生活福祉課、高齢者支援課、介護保険課、障害者福祉課) 子ども家庭部 子育て応援課	ホームネット株式会社 (一社)ささえる手	(公社)東京都宅地建物取引業協会府中福祉支部 (公社)全日本不動産協会東京都本部多摩中央支部	(社福)府中市社会福祉協議会 (一社)東京都建築士事務所協会南都支部 府中市民生委員児童委員協議会	-	会則設置	(1) 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援に関すること。 (2) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定方策に関すること。 (3) 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する啓発活動等住宅市場の環境整備に関すること。 (4) その他目的達成のために必要な事項に関すること。	府中市都市整備部住宅課	・住まい相談窓口の設置(社福)府中市社会福祉協議会 ・不動産事業者協力店の確保 ・セミナー開催	・設立前は市の各部署で住宅確保要配慮者の居住支援を担っていたが、市内各部署と連携をし更なる支援を行うため居住支援協議会を設立。 ・設立当初の令和2年7月から、市宅課に住まい相談窓口を設置し相談を受けていたが、相談者の多くが住宅だけでなく福祉の問題を抱えており、市宅課だけでは対応できない事例が増えできた。 そのため、令和4年度から福祉的知見を有する府中市社会福祉協議会へ住まい相談窓口を移した。	府中市居住支援協議会の事業、住セーフティネット住まい相談事業	・常設の相談窓口を府中市社会福祉協議会に設置 ・府中市協力店設置制度(登録数 21箇所、令和4年5月13日現在)	・市のホームページに掲載 ・案内チラシを福祉部、地域包括支援センター及び地域生活支援センターに設置	・市内の登録協力不動産店21店をホームページで一覧にて公開している。	・居住支援法人と連携をすることで市外に住み暮らす希望の方にも対応ができる。 ・居住支援法人、市内の登録協力不動産店から不動産関連の情報を得ることが出来る。	
調布市 居住支援協議会	2015年12月	都市整備部(住宅課長 子ども生活部:子ども政策課長、子ども家庭課長 福祉保健部:生活福祉課長、高齢者支援室高齢福祉担当課長、障害福祉課長	(公財)日本賃貸住宅管理協会 東京都支部 ホームネット株式会社	(公社)東京都宅地建物取引業協会 (公社)全日本不動産協会 東京都本部	(社福)調布市社会福祉協議会 調布市地域包括支援センター 調布市民生委員協議会	大妻女子大学 社会福祉学部 教授	会則設置	1 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援に関する事業 2 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定方策に関する事業 3 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する啓発活動等住宅市場の環境整備に関する事業 4 その他目的達成のために必要な事業	調布市都市整備部住宅課	・仲介支援料の助成 ・債務保証料の助成 ・入居促進費助成 ・調布市住まいぬくもり相談室(住宅確保要配慮者相談窓口の開設)隔週木曜日、4組限定 ・居住支援に係る居住支援団体の講演、活動事例発表等のセミナー開催(不動産関係者及びオーナー向け)	・当初多摩地区の自治体では協議会を設置していなかったため、設立にあたり協議会の実態の把握が困難であった。 また、設立当初は施策の対象を高齢者に設けていたが、協議を進める中で障害者やひとり親世帯についても一定のニーズがあることが明らかとなり、担当課との連携が必要となった。 ・市の基本計画に居住支援に向けた取組みを進めることを明記しており、住セーフティプランの中で居住支援協議会の設置を明記している。また、公営住宅を新築、増築することは財政上厳しい状況であるため、既存の民間賃貸住宅への円滑な入居支援の仕組みの構築が必要となり、協議会の設置に至る。	・調布市住宅確保要配慮者相談窓口設置事業 ・調布市居住支援協議会(住セーフティ調布)協力不動産店制度	・住まいぬくもり相談室(居住支援協議会構成員、ホームネット株式会社)の相談員による相談を事前予約により隔週木曜日、4組限定で実施 ・住まいぬくもり相談室において民間賃貸住宅のあっせんを必要とする方に対して物件の紹介 ・市役所窓口でパンフレット配発	・市のホームページに掲載 ・事前予約の上、市役所内相談室で相談対応 ・協力不動産店26店舗(令和4年5月現在)	効果としては、不動産会社の高齢者への拒否反応が薄くなったこと。課題としては、障害者の方に対して、物件紹介など、うまく対応できていないこと。		
町田市 居住支援協議会	2019年5月	地域福祉部生活福祉課長、地域福祉部障がい福祉課長 いきいき生活部高齢者福祉課長、子ども生活部子ども総務課長 都市づくり部住宅課長	(社福)悠々会	(公社)東京都宅地建物取引業協会 町田支部 (公社)全日本不動産協会 東京都本部町田支部	(社福)町田市社会福祉協議会 (公社)町田市シルバー人材センター	-	要綱設置	(1) 住宅確保要配慮者の状況及び民間賃貸住宅の市場動向についての情報の共有に関すること (2) 住宅確保要配慮者の円滑な入居及び安心して住み続けるための支援に関すること (3) 関係機関の連携に関すること (4) その他市長が必要であると認めた事項	町田市都市づくり部住宅課	・居住支援協議会の開催 ・居住支援にかかる相談窓口の設置	・2021年度に策定する(仮称)都市づくりのマスタープラン(住宅マスタープランを含む)及び(仮称)地域ネットワーク(地域福祉計画を含む)に居住支援に向けた取組みを進めることを明記する。 ・2021年度から設置した相談窓口の状況を精査し、成果や課題等の分析を行う。	町田市居住支援協議会、居住支援相談窓口事業	常設の窓口を構成員である社会福祉法人に設置	・市のホームページに掲載 ・案内チラシを市の施設や構成員の窓口を設置	窓口に関合せがあった場合で、必要に応じて構成員である不動産団体を紹介	2021年4月に設置したばかりであり、今後効果、課題等について検証を行う。	

都内居住支援協議会の状況一覧(令和4年6月末時点)

資料7

協議会名	設立年月日	構成員					協議会オブザーバー	設立の根拠	規程(会則や設置要綱など)における活動内容	事務局	業務内容	設立当初の課題や設立経緯、方向性、現在の課題など	住まいに関する相談(協力不動産店制度や相談窓口設置など)、生活相談を含めた総合相談窓口の実施について				
		地方公共団体	居住支援法人	宅地建物取引業者で構成する団体	賃貸住宅を経営又は管理する事業を行う管理者	その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者、学識経験者等							事業の実施主体について	相談等実施の体制について	相談等実施に関する広報について	相談可能な箇所数などについて	相談体制を構築したことによる効果、課題など
小金井市居住支援協議会	2022年4月15日	都市整備部長 地域福祉課長 自立生活支援課長 高齢福祉担当課長 地域包括支援センター 子育て支援課長 まちづくり推進課長	-	公益社団法人東京都宅地建物取引業協会武蔵野中央支部 公益社団法人全日本不動産協会東京都本部多摩中央支部	-	社会福祉法人小金井市社会福祉協議会	-	1 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援に関する事項。 2 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定方策に関する事項。 3 民間賃貸住宅の賃貸人からの物件稼働促進のための環境整備に関する事項。 4 その他目的達成のために必要な事項に関する事項。	まちづくり推進課	・相談窓口の設置 ・協力不動産店の確保	住宅に関する相談が増えていることを受け、令和4年3月に策定した小金井市住宅マスタープランの中で居住支援への取組について施策として現行中。 庁内、庁外の関係する団体等と話を重ね、令和4年4月に協議会の設立となった。	現在、委託先の選定中	業務委託で実施予定	チラシ・市報・HP等を予定	1箇所	-	
日野市居住支援協議会	2017年3月	健康福祉部長 まちづくり部長	-	(公社)東京都宅地建物取引業協会南多摩支部 (公社)全日本不動産協会多摩南支部	(NPO)日本地主家主協会 (独法)都市再生機構東日本賃貸住宅本部	(社)日野市社会福祉協議会 日野市地域包括支援センター代表 学識経験者 東洋大学ライフデザイン学部教授	-	1 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援に関する事項。 2 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定方策に関する事項。 3 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する事項。 4 前3号に掲げるもののほか、目的達成のために必要な事項	まちづくり部 都市計画課	・相談窓口の設置 毎週木曜日に要配慮者向け相談窓口として「あんしん住まいる日野」を設置し、要配慮者の相談を受け付け、不動産協力店を通じて転居先の確保を行うことや、本人の状況に合わせた生活支援を行う。 <相談期間> 令和4年4月1日から令和4年5月31日までの毎週木曜日(祝日除く) <相談時間> 指定する時間で1日1回、個別相談を行う。 ・見守り機器設置補助金 ・ローンを貸渡する不動産事業者等に対し20千円上限に助成を行う。	住宅に困窮している住宅確保要配慮者数及び課題の把握 ・住宅に困窮している住宅確保要配慮者及び福祉事業者との連携方法	居住支援協議会としての事業	毎週木曜日の午後14時に相談窓口を市役所に設置	市内ホームページに掲載 定期的に行う広報紙で案内 案内チラシを窓口や構成員、不動産店に配布し備え付け 福祉関係者(ケアマネ、民生委員など)に対して訪問、説明を実施	原則相談窓口で受け付け	福祉関係者や不動産事業者等に相談窓口を開設している旨の情報を届けているが、要配慮者などの程度情報が行き届いているの不明。	
狛江市居住支援協議会	2019年5月	福祉政策課長 福祉相談課長 高齢福祉課長 子ども政策課長 まちづくり推進課長	(公社)日本賃貸住宅管理協会東京都支部	(公社)東京都宅地建物取引業協会調布狛江支部 (公社)全日本不動産協会東京都本部多摩東支部	(NPO)日本地主家主協会 (独法)都市再生機構東京都住宅供給公社	狛江市地域包括支援センター 狛江市社会福祉協議会 狛江市民生委員・児童委員協議会 狛江市町会・自治会連合会 聖徳大学 心理・福祉学部 社会福祉学科准教授 大妻女子大学社会情報学部 社会情報学科 環境情報学専攻教授	-	1 住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等の支援に関する事項。 2 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進及び居住の安定方策に関する事項。 3 住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する啓発活動等住宅市場の環境整備に関する事項。 4 その他目的達成のために必要な事項	狛江市都市建設部 まちづくり推進課 狛江市福祉保健部 福祉政策課	【住まい探し相談窓口】 毎月第1火曜日に要配慮者向け相談窓口を設置し、要配慮者の相談を受け付け、不動産協力店を通じて転居先の確保を行うことや、本人の状況に合わせた相談を行う。 <相談期間> 令和4年度中の毎月第1火曜日 <相談時間> 毎月第1火曜日 <相談時間> 毎月第1火曜日 ①10時から10時50②11時から11時50分の2回	・住宅確保要配慮者が自力では適切な住宅を確保することが困難であることや、賃貸人が近隣トラブルや孤独死などの不安により賃貸物件に対する入居をためらう場面が生じている。狛江市においては、市・不動産関係団体・居住支援団体等が連携し、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、支援を実施する組織として住宅セーファイヤールに基づき設立する運びとなった。 ・構成団体の連携のもとで取組みを協議・調整し、居住支援の実施につなげることを目的とする。	住まい探しの相談は、狛江市居住支援協議会が(NPO)日本地主家主協会に委託して実施している。事業実施主体は狛江市居住支援協議会。	業務委託締結先の(NPO)日本地主家主協会が市役所にて月に1回の相談を実施(2件)、相談の事前受付は福祉担当部署にて行う。	市報に定期的に掲載	相談については、業務委託締結先の(NPO)日本地主家主協会が取り扱っており、また、紹介物件は協会の窓口として紹介している。	物件の紹介以前の居住に関する相談が多い。	

都内居住支援協議会の状況一覧(令和4年6月末時点)

資料7

協議会名	設立年月日	構成員					協議会オブザーバー	設立の根拠	規程(会則や設置要綱など)における活動内容	事務局	業務内容	設立当初の課題や設立経緯、方向性、現在の課題など	住まいに関する相談(協力不動産制度や相談窓口設置など)、生活相談を含めた総合相談窓口の実施について				
		地方公共団体	居住支援法人	宅地建物取引業者で構成する団体	賃貸住宅を経営又は管理する事業を行う管理業者	その他の住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に資する活動を行う者、宅地建物取引業者							事業の実施主体について	相談等実施の体制について	相談等実施に関する広報について	相談可能な箇所数などについて	相談体制を構築したことによる効果、課題など
多摩市居住支援協議会	2017年5月	都市整備部長 健康福祉部長	-	(公社)東京都宅地建物取引業協会南多摩支部 (公社)全日本不動産協会東京都本部多摩南支部	(独法)都市再生機構 東日本賃貸住宅本部 東京都住宅供給公社	(社)多摩市社会福祉協議会	東京都	会則設置	多摩市 都市整備部 都市計画課 健康福祉部 福祉総務課	・居住支援相談窓口の運営を、委託により実施。 ・お部屋探しサポート協力店制度を実施。登録している協力店と相談窓口が連携して部屋探しを実施。 ・家主・不動産事業者・福祉関係団体・居住支援法人を対象に住宅セーフティネット制度の普及啓発、住宅確保要配慮者の受入れに関する理解を深めるためのセミナー開催 ・居住支援の必要性や本協議会の設立や取組み内容などを掲載した啓発用パンフレットを作成 ・多摩市社会福祉協議会が実施する相談事業において、住宅確保要配慮者の希望がある場合に、不動産管理関係団体等より相談員を派遣する。	【設立経緯】 ・第三次住宅マスタープランにて、ストックを活用した住替え支援として、(仮称)住替え・居住支援協議会設立の重点施策として位置づけられた。また、住宅セーフティネット法による住宅確保要配慮者への配慮が必須であることから、居住支援協議会の機能と併せることとなった。 令和3年度より会則制の任意団体に移行した。 【当初課題】 ・準備会で協議された会則及び要綱の整理 ・住替え支援の具体的な内容、住替えと居住支援の考え方の整理 ・今後の事務局運営について、事務局が市が担当し、将来的に協議会を任意の団体へ移行又は引き続き市の設置機関として事業運営する協議会の検討事項とした。 【現在の課題】 ・各業界からの会への参加 ・必要な事業の選定	居住支援協議会(市予算)	駅前施設内に常設。必要に応じて生活困窮者自立支援事業の相談窓口と連携し、総合的な支援を実施。	市広報紙に定期掲載。市ホームページに掲載。	常設の窓口のほか、社会福祉協議会が実施する福祉相談の場へ、希望により相談員を派遣する。	生活困窮者自立支援事業の窓口へ併設していることで、生活支援と入居支援を総合的に入えている。	
西東京市居住支援協議会	令和2年7月	まちづくり部住宅課 健康福祉部 地域共生課 生活福祉課 高齢者支援課 障害福祉課 子育て支援部 子ども家庭支援センター 生活文化スポーツ部 文化振興課 協働コミュニティ課	ホームネット株式会社 一般社団法人ささえる手	(公社)東京都宅地建物取引業協会北多摩支部 (公社)全日本不動産協会東京都本部多摩北支部	一般社団法人全国保険機構	東洋大学ライフデザイン学部教授 (社)西東京市社会福祉協議会	要綱設置	(1)住宅確保要配慮者又は民間賃貸住宅の賃貸人に対する情報の提供等に関すること。 (2)住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居及び居住の安定確保の支援に関すること。 (3)住宅確保要配慮者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するための普及啓発に関すること。 (4)関係機関の連携に関すること。 (5)その他市長が必要と認める事項に関すること。	西東京市まちづくり部 住宅課	・居住支援協議会運営 ・住宅確保要配慮者の物件探し・同行支援・居住支援・家主交渉 ・居住支援セミナーの実施 ・居住支援に係る普及啓発活動 ・住宅確保要配慮者への助成金交付	【設立経緯】 住宅だけの問題に留まらず、日常の生活支援も必要とする世帯が多く存在することから、住宅の確保と生活サポートを複合的に網羅することが可能な組織体の必要性を認識し、様々な団体等と情報連携等を行う居住支援協議会を設置した。 【現在の課題】 ・家主・不動産店に市で取り組んでいる住宅セーフティネット施策について理解をしてもらい、住宅確保要配慮者の受入れをしてもらうこと。	西東京市まちづくり部 住宅課	住宅探しの申請時等に職員が事情等を聞き取りします。(都営住宅の相談も含む)	日を決めて実施するわけではない(常設)。チラシ・市報・HP	1箇所(住宅課のみ)	相談を受け、健康福祉部等と連携するべきと判断した場合は、関係部署へ連絡し相談しながら進める。 健康福祉部とまちづくり部が別庁となるため、市民に移動をお願いすることがある。(バス利用)各相談窓口が近くにあることが望ましい。	